

特定贈与信託成約事例

【成約ポイント】

- ① 特別障がい者の孫は不動産経営に関わる事なく、定期的に収入が得られる。
- ② 相続税対策としても有効

M様は不動産を複数所有しており、ロードサイド沿いにも不動産を所有していて、そこは飲食店に建物付きで貸していた。またM様はこの頃健康面で不安を感じていた為、所有不動産の運営管理は長男が対応していた。

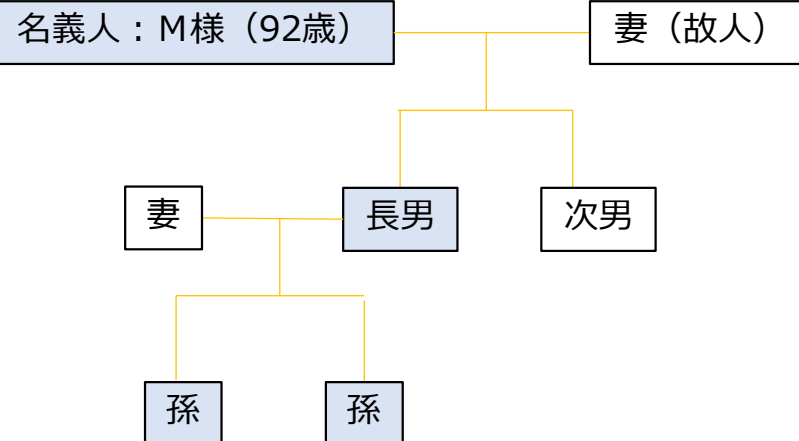
M様には心配な点が2つあった。

1つ目は長男の子供が障がいを持っており（身体障がい1級）、孫の将来の為にお金を贈与したいと思っていた。2つ目は自身の相続税が現状だと最高税率であり、相続税対策が必要だと思っていた。

⇒今回信託することで、

特定贈与信託を利用して、ロードサイド沿いの店舗の土地のみを信託し、受益者を孫に設定。孫は不動産経営に関わる事なく、定期的に収入を得られるようになった。

また特定贈与信託を利用する事で6,000万円を限度に贈与税が非課税となる為、M様の相続財産額も下がり、相続税を約3,000万円圧縮する事が出来た。



* 本内容は一般的な説明の例示です。不動産信託を活用する場合は、契約締結時および契約期間中は、所定の信託報酬のお支払いが必要です。法定相続人以外の方が遺贈を受ける場合は、相続税額が20%加算されます。本文書に記載された内容の実施につきましては、税理士等の専門家とご相談下さい。* 詳しくは、信託法第90条・第91条をご確認下さい